

中華人民共和国

出典（黒字部分）：

「外国制度（中華人民共和国）」（個人情報保護委員会）

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_china/

（2023年10月4日に利用）

赤字修正部分：

上記出典（黒字部分）を加工して作成。

（下記担当弁護士が、2023年10月4日付けで上記「出典（黒字部分）」を確認し、アップデートがあった部分に加筆・修正したもの。日本語訳は牛島総合法律事務所による。）

調査日	2023年10月4日
法律事務所	北京市中倫律師事務所
担当弁護士	丁 恒 パートナー 廖琪珈 アソシエイト
連絡先	dingheng@zhonglun.com liaoqijia@zhonglun.com

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 <ul style="list-style-type: none">■ 中華人民共和国個人情報保護法（中华人民共和国个人信息保护法）（以下「個人情報保護法」という。）<ul style="list-style-type: none">- URL： https://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=36358- 施行状況：2021年11月1日施行- 対象機関：公的部門（地方人民政府を含む。）及び民間部門- 対象情報：電子その他の方法により記録される、既に識別され、又は識別可能な自然人に関する各種情報（匿名化処理後の情報を除く。）						
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：2018年2月参加						
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等	OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する公的部門の主体の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1"><tr><td>① 収集制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>② データ内容の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr><tr><td>③ 目的明確化の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr></table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。						
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。						
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。						

の義務又は本人の権利	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個人情報保護法、中華人民共和国サイバーセキュリティ法（中華人民共和国网络安全法）（以下「サイバーセキュリティ法」という。）及び中華人民共和国データセキュリティ法（中華人民共和国数据安全法）（以下「データセキュリティ法」という。）に、個人情報の域内保存義務に係る制度（個人情報の域外移転を制約することにより実質的に域内保存義務を課す制度を含む。）が存在する。次に掲げる個人情報については、中華人民共和国国内に保管しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> a) 国家機関が処理した個人情報。 b) 重要情報インフラ運営者が中華人民共和国国内において収集及び発生した個人情報。 c) 個人情報の処理が国家サイバー情報部門の規定数量に達している個人情報処理者が、中華人民共和国国内において収集及び発生した個人情報。 - これらの法令においては、域外への情報の移転に際して、①データ越境移転安全評価の基準に達した場合¹には政府サイバー情報部門による安全評価に合格すること、安全評価の基準に達していない場合には②専門機関による個人情報保護認証を経ること又は③個人情報越境標準契約を締結して届出を行うこと当局による安全評価に合格することが要件²とされている。場合があり、また、域外への情報の移転に際して、一定の要件を満たした場合には、サイバーセキュリティ審査³、輸出規制⁴、司法協力 	

¹ 「データ越境移転安全評価弁法」第4条によると、安全評価義務を履行しなければならない状況については、（1）重要情報インフラ運営者、（2）国外へ重要データを提供するデータ処理者、（3）「100万人以上」の個人情報を処理するデータ処理者、（4）前年1月1日から累計10万人の個人情報を国外へ提供するデータ処理者、（5）前年1月1日から累計1万人のセンシティブ個人情報を国外へ提供するデータ処理者である、とされている。

² 「個人情報保護法」第38条に基づき、個人情報処理者は、中国国外に個人情報を提供する必要がある場合、次に掲げる条件のいずれかを満たさなければならない。（1）同法第40条の規定に基づき国家サイバー情報部門が組織した安全評価に合格していること、（2）国家サイバー情報部門の規定に基づき専門機関が行う個人情報保護認証を受けていること、（3）国家サイバー情報部門が制定した標準契約に基づき国外受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定していること、（4）法律・行政法規又は国家サイバー情報部門が規定するその他の条件

³ 「サイバーセキュリティ審査弁法」第2条によると、ネットワークプラットフォーム運営者がデータ処理活動を展開し、国の安全に影響を及ぼし又はその恐れがある場合、サイバーセキュリティ審査を申告しなければならない、

	<p>⁵等その他監督管理規定を遵守する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個人情報在中国域内で保存する必要がある場合には、事業者が本人からの開示請求に十分に対応できないおそれがある。なお、これらの法令に基づく域内保存義務は、外国の事業者からの移転により取得した個人情報には適用されない場合がある。 - なお、一部の業界において、個人情報の越境移転については、より厳しい規制が存在する。例えば、自動車業界では、「自動車データ安全管理若干規定（試行）」⁶において、重要データの越境移転を制限し、自動車データの年度報告に関する追加義務を規定している。証券ファンド業界では、「証券法」⁷において、「証券業務活動に関する文書及び資料」の中国国外への伝送を制限している。医療業界では、「人口健康情報管理弁法（試行）」⁸、「国家健康医療ビッグデータ標準、安全及びサービス管理弁法（試行）」⁹及び「中華人民共和国人類遺伝資源管理条例」¹⁰において、人口健康情報、健康医療ビッグデータ、人的遺伝資源情報の越境移転制限を規定している。 <p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p>
--	---

とされている。

⁴越境移転待ちデータが輸出規制物品リストに入った場合には、国家輸出規制管理部門に対して申請を行い、認可を得てからはじめて越境移転することが可能である。

⁵「個人情報保護法」第41条は、「中華人民共和国主管機関は、関連法律及び中華人民共和国が締結し又は参加している国際条約・協定、又は平等互恵の原則に基づき、外国の司法機関又は法執行機関からなされた国内に保管されている個人情報の提供に関する要求を処理する。個人情報処理者は、中華人民共和国主管機関の承認を受けずに、外国の司法機関又は法執行機関に対して中華人民共和国国内に保管されている個人情報を提供してはならない。」と規定している。

⁶「自動車データ安全管理若干規定（試行）」第11条は「重要データは法律に従って国内に保存しなければならないが、業務上の必要により国外に提供する必要がある場合には、國務院の関連部門と連携して国家サイバー情報部門が組織する安全の評価に合格しなければならない。」と規定している。同規定第13条は、「重要データ処理活動を行う自動車データ処理者は、毎年12月15日までに、省、自治区、直轄市のサイバー情報部門及び関連部門に、次に掲げる年度自動車データ安全管理状況を報告しなければならない（後略）」と規定している。

⁷「証券法」第177条第2項は、國務院証券監督管理機関及び國務院関連主管部門の同意を得なければ、いかなる組織又は個人も、証券業務活動に関連する文書及び資料を中国国外に提供してはならない。」と規定している。

⁸「人口健康情報管理弁法（試行）」第10条は、「（前略）人口健康情報を中国国外のサーバーに保管してはならず、中国国外のサーバーを管理委託・リースしてはならない。」と規定している。

⁹「国家健康医療ビッグデータ標準、安全及びサービス管理弁法（試行）」第30条は、「（前略）健康医療ビッグデータについては、国内の安全で信頼できるサーバーに保管しなければならないが、業務上の必要性により国外への提供が必要な場合、関連法令及び関連要件に従い、安全評価審査を行わなければならない。」と規定している。

¹⁰「中華人民共和国人類遺伝資源管理条例」第7条は、「外国の組織、個人及びこれらにより設立され又は事実上その支配下にある機関は、中国国内の人類遺伝資源の収集又は保存をしてはならず、中国の人類遺伝資源を中国国外に提供してはならない。」と規定している。

① 中華人民共和国サイバーセキュリティ法（中华人民共和国网络安全法）、
中華人民共和国サイバーセキュリティ審査弁法（中华人民共和国网络安全
审查办法）

- ネットワーク運営者に対し、公安機関や国家安全機関による国の安全の維持・保護及び犯罪捜査に係る活動に対する技術的支援及び協力を義務付け。
- 重要情報インフラ運営者に対し、国家安全に影響を及ぼしうるサイバー製品及びサービスを調達する場合、国家サイバー情報部門が国务院関連部門と共同して組織した国家安全審査を通るようさらに求めている。
- 同法に基づき民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、一般的に、以下の点に関する規定が存在しない。
 - ・ アクセスの実施に関する制限及び手続
 - ・ 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施
 - ・ アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
 - ・ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理
 - ・ アクセスの実施に関する透明性の確保

② 中華人民共和国データセキュリティ法（中华人民共和国数据安全法）

- 関係する組織又は個人に対し、公安機関や国家安全機関が、国の安全の維持・保護又は犯罪を捜査する必要により行うデータの取り調べに対する協力を義務付け。
- 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - ・ アクセスの実施に関する制限
 - ・ 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施
 - ・ アクセスの実施に関する透明性の確保

③ 中華人民共和国国家情報法（中华人民共和国国家情报法）

- 関係する機関・組織・国民に対し、国家安全機関、公安機関の情報部門及び軍の情報部門が行う国家情報活動に対して必要な支持・援助・協力行うことを義務付け。
- 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - ・ アクセスの実施に関する制限及び手続
 - ・ 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスの実施に関する独立した機関からの承認 ・ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ・ アクセスの実施に関する透明性の確保 <p>④ 中華人民共和国個人情報保護法（中华人民共和国个人信息保护法）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 関係する組織又は個人に対し、個人情報保護機関による個人情報保護に係る調査、現場検査活動、又は事実確認の聞き取りに対する必要的支援及び協力を義務付け。 - 同法に基づく事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスの実施に関する制限及び手続 ・ 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施 ・ アクセスの実施に関する独立した機関からの承認 ・ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ・ アクセスの実施に関する透明性の確保 <p>⑤ 「サイバー情報部門による行政法律執行手続規定」（网信部门行政执法程序规定）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 政府サイバー情報部門が行政処罰等の行政法律執行を行う手続として、管轄、立件、調査・証拠収集、公聴、行政処罰の決定及び送達等という手続が明記されている。
--	---

本書に記載がない部分については、個人情報保護委員会の原典をご参照ください。

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_china/